

GLOBAL MINIMUM TAX



WV

グローバルミニマムタックス（GMT）概要

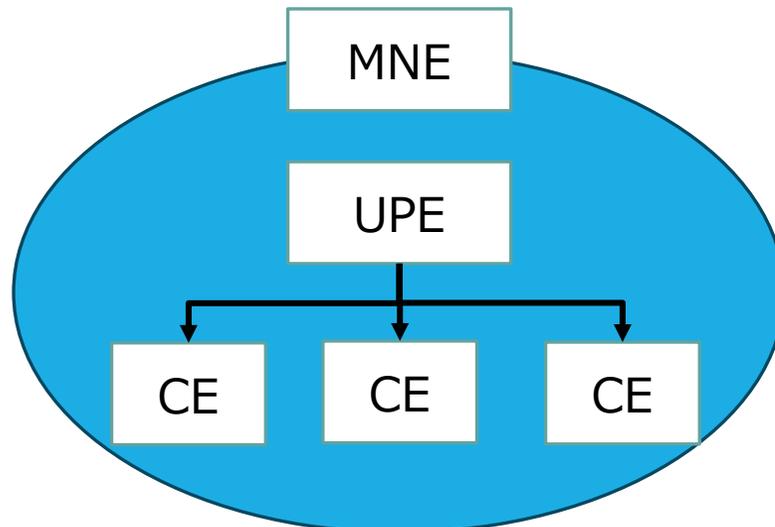
グローバルミニマムタックス（GMT）

最低税率：15%

多国籍企業全体の利益に対して最低15%は課税されるように！

連結売上750百万EURを超過する多国籍企業群（MNE）

連結決算書の売上高が直近4年のうち2年が750百万EURを超過する多国籍企業が対象！



MNE：多国籍企業群
UPE：最終親会社
CE：構成会社（子会社）

GMT要件 – 最低税率15%

日本にあるA社はベトナムに2つの子会社（CE）を有している。

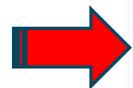
CE	課税所得 (USD)	税額 (USD)	税率
ベトナム1	100	20	20%
ベトナム2	100	5	5%
合計額	200	25	12.5% (=25/200)



項目	GMT適用前 (USD)	GMT適用後 (USD)
ベトナムでの納税額	25	25
追徴税額 (GMT)	0	5=200*(15%-12.5%)
合計額	25	30

GMT要件 – 連結売上750百万EUR

UPE-ABC社（日本）				連結売上高 (百万EUR)
CE	CE- A ベトナム	CE- B インドネシア	CE- C タイ	
売上（2020年度）	220	250	300	770
売上（2021年度）	200	220	280	700
売上（2022年度）	230	200	290	720
売上（2023年度）	250	230	320	800
合計	900	900	1,090	2,290



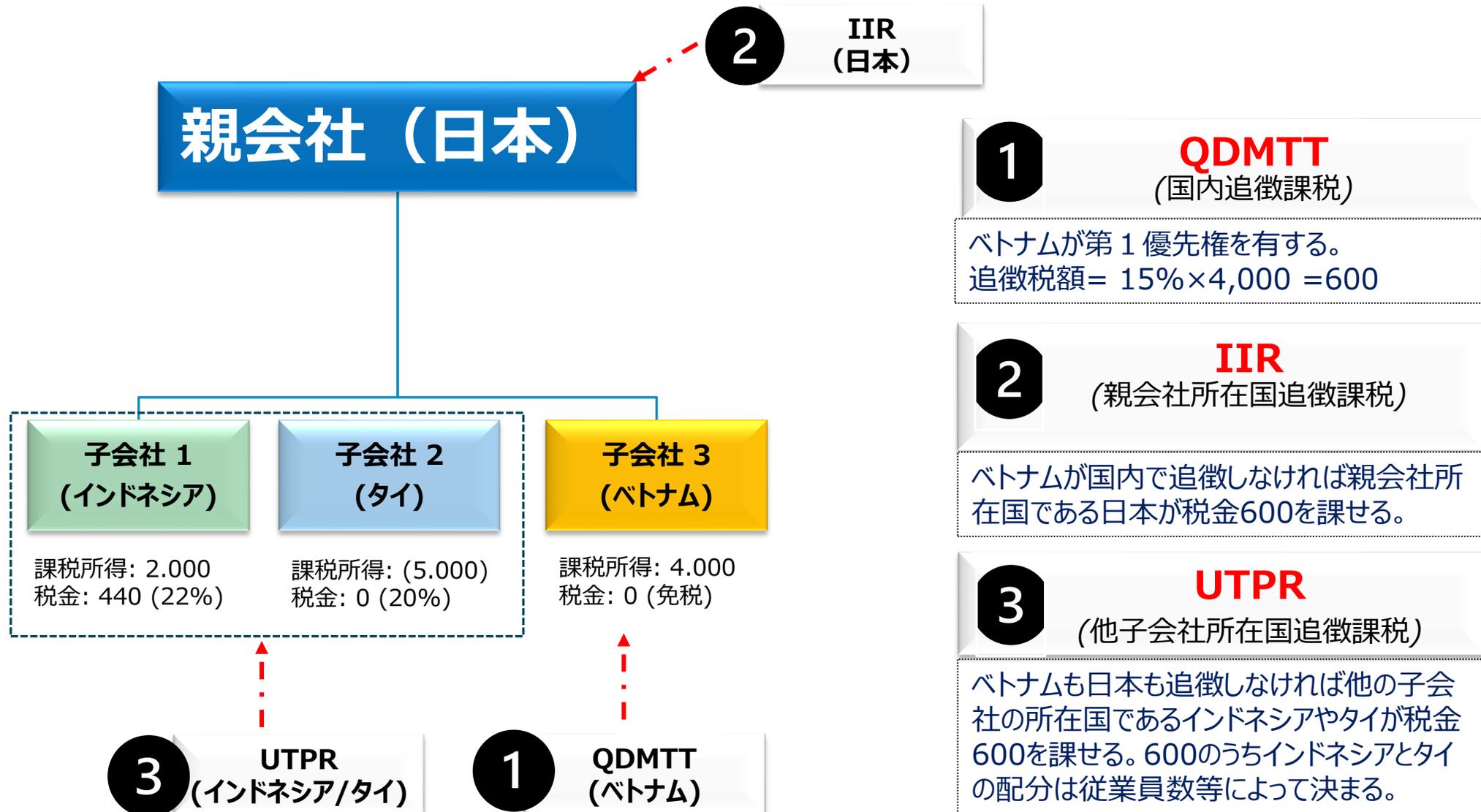
当該MNEはGMT要件-連結売上750百万EURに該当する。

GMT – 追徴額の計算例

原則として、税率が15%に達していないベトナムで追徴税額を申告納付する。

法人 (所在国)	課税所得	税率	納税額	追徴税額	合計額
UPE (日本)	1,000	24%	240	0	240
CE - C (タイ)	2,000	22%	440	0	440
CE - B (インドネシア)	(5,000)	20%	0	0	0
CE - A (ベトナム)	4,000	0%	0	600=4,000*15%	600
合計額	2,000		680	600	1,280

GMT – MNEにおける課税順位



ベトナムにおけるGMTロードマップ

04/2021

- 初期調査開始

07/2023

- 2024年1月1日から適用されるGMTポリシーにかかるResolutionのドラフト

11/2023

- Resolution No.107/2023/QH15施行

11/2024

- Resolution No.107/2023/QH15 に関するDecreeのドラフトが施行。

08/2025

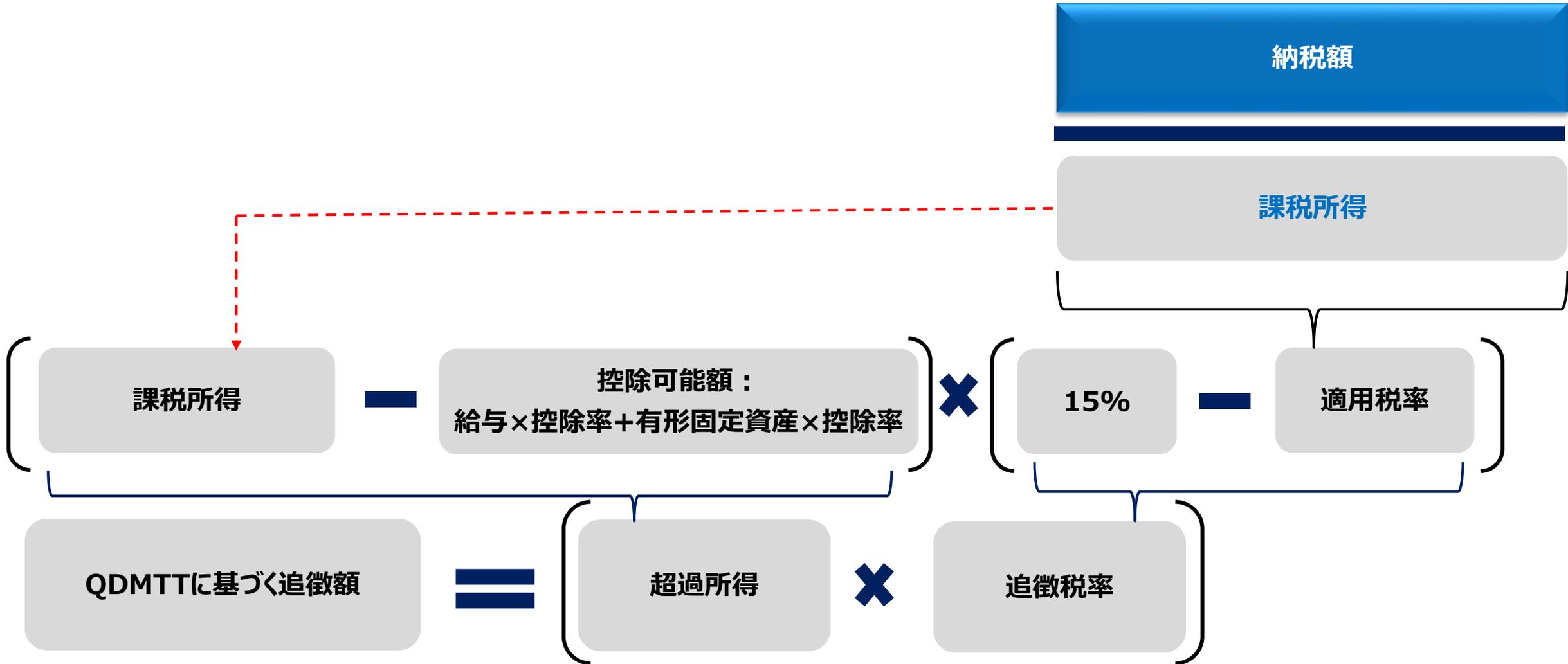
- Resolution No.107/2023/QH15 に関するDecree No. 236/2025/ND-CPが施行

ベトナムにおけるQDMTT概要

QDMTTは以下の要件に該当した際にベトナムで適用される

	QDMTT
適用初年度	2024年度（2024年1月1日以降に開始する事業年度）
対象	<ul style="list-style-type: none">• MNEに含まれるベトナムの子会社
会計基準	<ul style="list-style-type: none">• UPEの連結決算に適用されている会計基準• UPEの会計年度に準拠する。• 通貨：UPEの報告通貨。UPEの会計基準に従った換算レート
追徴税額の按分	<ul style="list-style-type: none">• MNEは、QDMTTに基づく追徴税額のベトナムCE間における負担額を決定する。

ベトナム国内ミニマム課税 (QDMTT) – 追徴額



ベトナム国内ミニマム課税 (QDMTT) – 控除可能額①

$$\text{控除可能額} = \text{控除率} \times \text{給与額} + \text{控除率} \times \text{有形固定資産額}$$

給与額

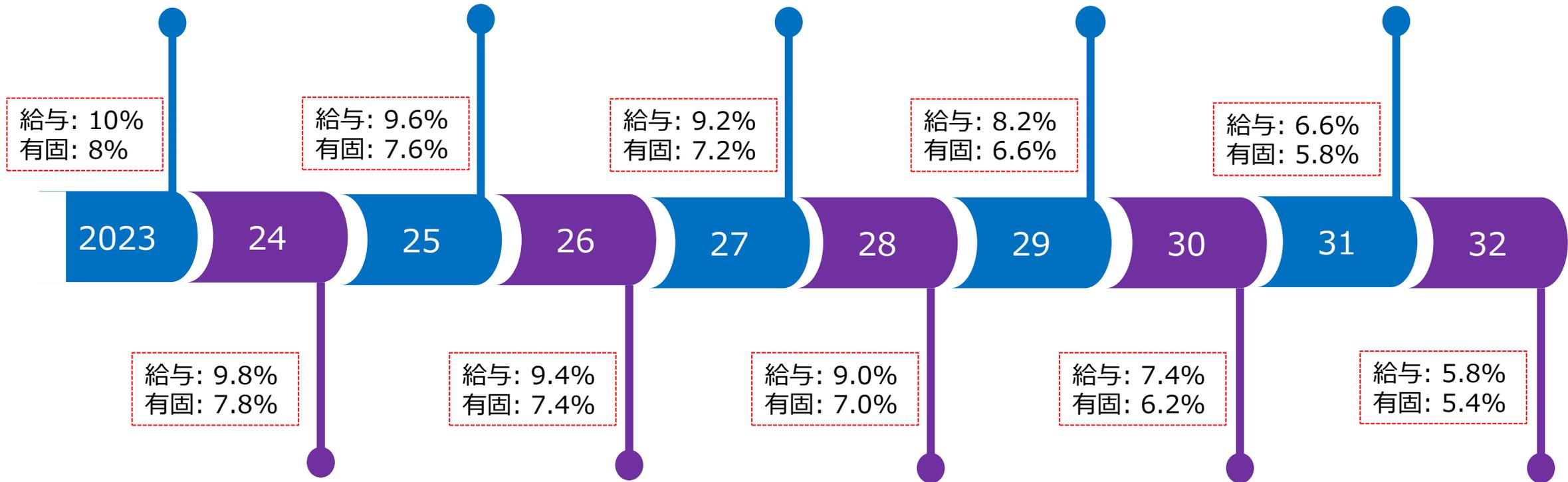
従業員関連支出

(給与、賃金、ならびに健康保険、年金拠出金、雇用主負担の社会保険、個人所得税、従業員のためのその他の支出)

有形固定資産額

- 有形固定資産
- 天然資源
- リース使用权
- 有形固定資産の使用または天然資源の開発のために政府から付与されるライセンスまたは類似する承認を取得するための支出

ベトナム国内ミニマム課税 (QDMTT) – 控除可能額②

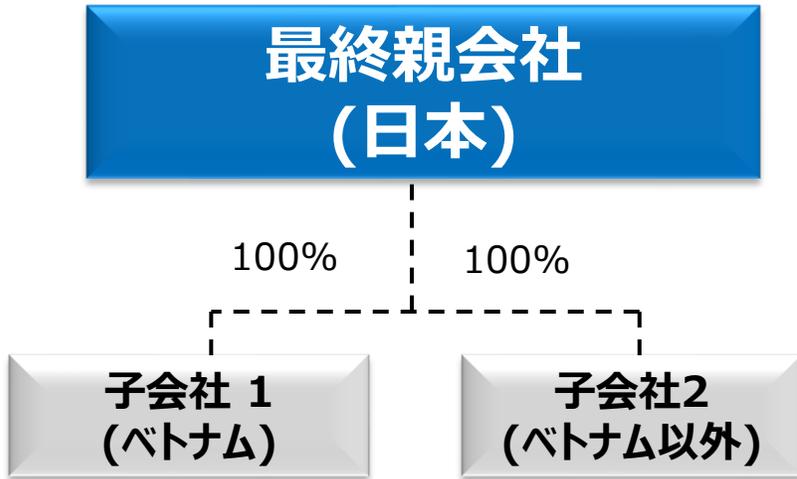


注:

有固：有形固定資産の簿価

2033年以降は給与も有固も5%に固定される。

ベトナム国内ミニマム課税 (QDMTT) – 計算例



項目	参照	子会社1	子会社2
課税所得	a	2,000	1,000
法人税	b	100	250
適用税率	$c=b/a$	5%	25%
追徴税率	$d=15\% (-) c$	10%	0%
有形固定資産簿価 + 給与	e	500	2,000
控除可能額	$f = e \times 5\% \text{※}$	25	100
超過所得	$g = a (-) f$	1,975	900
QDMTTに基づく追徴額	$h = d \times g$	198	-

※便宜上、2033年以降の割合を利用

ベトナム国内ミニマム課税（QDMTT） – 特例措置

特例措置の概要

a) 投資初期段階の特例

条件（以下のいずれの条件も満たす必要がある）：

- MNEが有する所在国が6ヶ国以下（UPEとCEの国数の合計）
- CEの固定資産の簿価（期首と期末の平均値）が総額が50百万EUR以下※1

※1 最も固定資産の簿価が大きいCEは除外する。

※2 GMTのスコープとなってから5年まではこの特例を適用できる。

b) 経過特例 (FY2024–FY2026)

- デミニマス（重要性基準）テスト
- 簡易実効税率テスト
- ルーティン利益テスト

※上記3つのテストを実施してどれか1つでも満たせばGMT対象外

c) 永久特例 (現時点で詳細なガイダンスなし)

- デミニマス（重要性基準）テスト
- 簡易実効税率テスト
- ルーティン利益テスト

※上記3つのテストを実施してどれか1つでも満たせばGMT対象外

ベトナム国内ミニマム課税（QDMTT） – 経過特例①

経過特例とは:

経過期間（2026年12月31日以前に開始する事業年度（2028年6月30日以降に終了する事業年度は対象外））においては、税務局に提出したCbCR（国別報告書）や決算書に基づいて計算した結果、3つの要件（デミニマステスト、簡易実効税率テスト、ルーティン利益テスト）のいずれかを満たす場合には、QDMTTの対象外とできる。



ベトナム国内ミニマム課税 (QDMTT) – 経過特例②

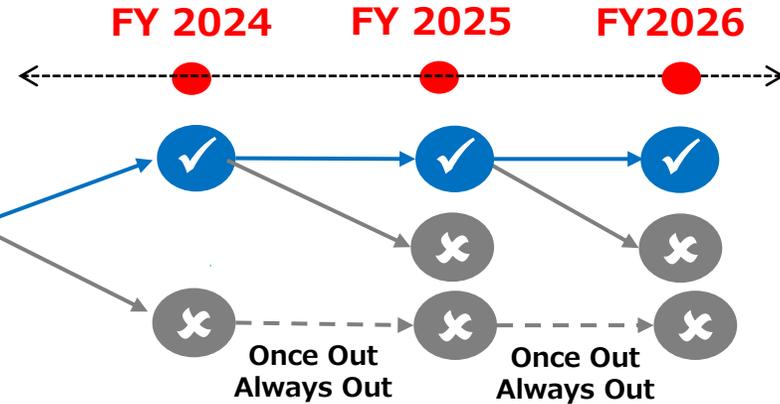
Once Out Always Out

多国籍企業がGMTの対象期間において経過特例の適用をしなかった場合、その後の期間においても適用することはできない。
(ただし、CEがなかった期間は除く)。

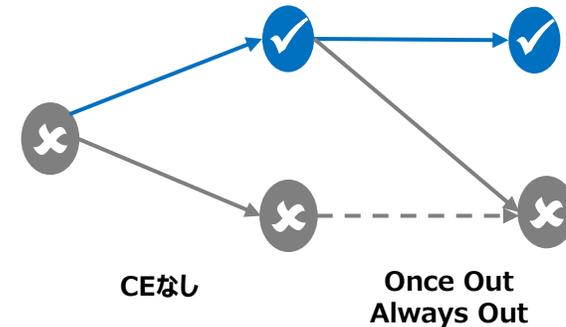
事例:
❖ 多国籍企業は2024年度,2025年度,2026年度にてGMTの対象。事業年度は1月1日～12月31日。

- (blue arrow with checkmark) 経過特例適用
- (grey arrow with X) 経過特例適用なし (3要件満たさず)
- - - (dashed grey arrow with X) 経過特例適用なし (前年度適用なし)

Case 1:
2024年度にCEあり



Case 2:
2024年度にCEなし



ベトナム国内ミニマム課税（QDMTT） – 経過特例③

経過特例：テスト

テスト	条件
デミニミステスト	(i) 売上が10百万EUR未満かつ (ii) 課税所得が1百万EUR（マイナス含む）
簡易実効税率テスト	算出された簡易実効税率が以下の基準を超過する必要あり 2024年中に開始の事業年度：15%以上 2025年中に開始の事業年度：16%以上 2026年中に開始の事業年度：17%以上
ルーティン利益テスト	課税所得が給与と有形固定資産の一定率を下回る必要があり

ベトナム国内ミニマム課税 (QDMTT) – 経過特例④

経過措置：事例

日本の会社が2社のベトナム企業を有している。
年度は2024年度とする。

- 年間売上高: 60百万EUR
- 課税所得: 4百万EUR
- 納税額: 0.6百万EUR
- 一定率を乗じた給与: 2.5百万EUR
- 一定率を乗じた有形固定資産: 1百万EUR

テスト	条件	結果	判定
デミニミス テスト	売上 < 10百万 課税所得 < 1百万	売上 = 60百万 (> 10百万)	✗
簡易実効税率 テスト	簡易実効税率 ≥ 15% (2024)	0.6/4 = 15%	✓
ルーティン利益 テスト	課税所得 ≤ 給与 + 有 形固定資産 (3.5百万)	4百万 > 3.5百万	✗

➤ 結論:

2024年度に関しては、ベトナムの子会社は簡易実効税率テストの結果、特例措置を適用して、GMTに基づく追徴税額は0となる。

ベトナム国内ミニマム課税（QDMTT） – 手続①

1) 通知責任を負うCE及びCEリストの通知

期限:
事業年度終了から30日以内

MNEまたは“指定されたCE”が以下の内容を通知しなければならない。

- ✓ 通知責任を負うCE（指定されたCE）
- ✓ ベトナムでGMTの対象になるCEリスト

2) 税務登録

期限:
事業年度終了から90日以内

2025年6月30日以前に終了する2024年度に関してはDecree236の効力発生日（2025年10月15日）から90日以内。ただし、申告納付の期限を過ぎてはならない。

指定されたCEは、税務局に対して税務登録を完了しなければならない。

指定されたCEを変更する場合：新たに指定されたCEは、既存の税コードを利用して全ての納税を完了しなければならない。

ベトナム国内ミニマム課税（QDMTT） – 手続②

3) 申告納付: 事業年度終了から12ヶ月以内

申告書類	報告通貨
1. GMTルールに基づく申告情報	➤ 親会社の連結財務諸表における報告通貨
2. 会計基準差異に関する説明書	
3. UPEに関する情報 (*)	
4. 追加税額に関する申告書	➤ 親会社の連結財務諸表における報告通貨または ➤ VND: 申告書の提出日において指定された子会社が頻繁に利用している銀行の平均レートを利用してVNDに換算する。
5. UPEの連結財務諸表における各CEの財務データ	➤ 親会社の連結財務諸表における報告通貨またはVND

(*) 親会社の申告情報は提出不要となる場合もある。

UPEがベトナムとグローバルミニマムタックスに関する税務情報交換協定を締結している国の場合、UPEの所在国で提出すれば問題ない。日本は対象外となっているため、UPEが日本である場合にはベトナムでの提出が必要となる。

ベトナム国内ミニマム課税（QDMTT） – ペナルティ

経過措置期間におけるペナルティ

経過措置期間においては、以下の違反に対するペナルティは課されない。

分類	違反事項	ペナルティ回避の条件
通知および税務登録	通知の遅延もしくは未提出	条件なし
	税務登録の遅延もしくは未提出	遅延日数が法定期限から90日以内
税務申告の正確性	税務申告書の誤りや未完了	未納税額がないこと
税務申告の遅れ	税務申告書の提出遅延	遅延日数が法定期限から90日以内
	税務申告書の提出遅延	遅延日数が90日を超過したとしても、未納税額が存在しないもしくは税務調査までに未納税額（遅延利息やペナルティも含む）を解消していること。

弊社サービス

I. 法人・駐在員事務所設立

II. 会計関連サービス

III. 税務関連サービス

IV. 労務・法務関連サービス

V. M&A関連サービス

VI. 移転価格文書化

VII. グローバルミニマムタックス



ありがとうございました

